

組合員各位

東京魚市場卸協同組合

国の『月次支援金』の申請にあたって

国は、4月25日から発令している緊急事態措置による影響を受け、かつ(時短要請対象の)飲食店へ納入している事業者(含仲卸業者)を対象に、『月次支援金』を給付することになりました。

該当する方におかれましては、以下要件や別紙資料をご一読のうえ、申請を行っていただきますよう、お知らせいたします。

記

1. 申請期間
- | | | |
|--------|--------------------|---|
| ①. 4月分 | : 2021年6月16日～8月15日 | } ※ 対象月 ごとに申請してください |
| ②. 5月分 | : 2021年6月16日～8月15日 | |
| ③. 6月分 | : 2021年7月1日～8月31日 | |

2. 給付対象
- ①. 2021年4月以降実施された緊急事態措置、または、まん延防止等重点措置により、飲食店の休業・時短営業や、外出自粛などの影響を受けていること。
- ②. 2021年対象月(4月・5月・6月のいずれかの月別)の売上が、2019年または2020年の基準月(対象月と同月)と比べ、50%以上減少していること。

3. 給付額 以下で算出した額

2019年または2020年 基準月 の売上	—	2021年 対象月 の売上	=	給付額(月額上限) (法人20万円/個人10万円)
--	---	---	---	------------------------------

(例) 法人の場合は、以下の計算式となります。

$$500,000 \text{円} - 200,000 \text{円} = 300,000 \text{円} \text{ (この場合の給付額は、上限の20万円となります)}$$

なお、先の「一時支援金」のときと同様、登録確認機関による事前確認が必要となりますが、このとき、すでに受給された方は、再度事前確認を受ける必要がありません。(※ ただし、申請資料のうち、「宣誓・同意書」および「2021年対象月の売上台帳」は、再提出することになりますので、予めお含みおきください)

◎ また、東京都も『月次支援給付金』を出すことを決定しており、今後発表される具体的な支援内容(売上50%以上減をはじめ、売上30%以上～50%未満の方も対象)を取りまとめ、追ってお知らせいたします。

【問合せ先】『月次支援金』事務局相談窓口 0120-211-240(平日・土日祝日8:30～19:00)

以上

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 → 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 → 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 → 2019年または2020年の基準月^{※1}の売上 - 2021年の対象月^{※2}の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単（2STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

事前確認が不要！
その他書類が不要！

STEP2 2021年の対象月の売上台帳^{※3}を添付

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

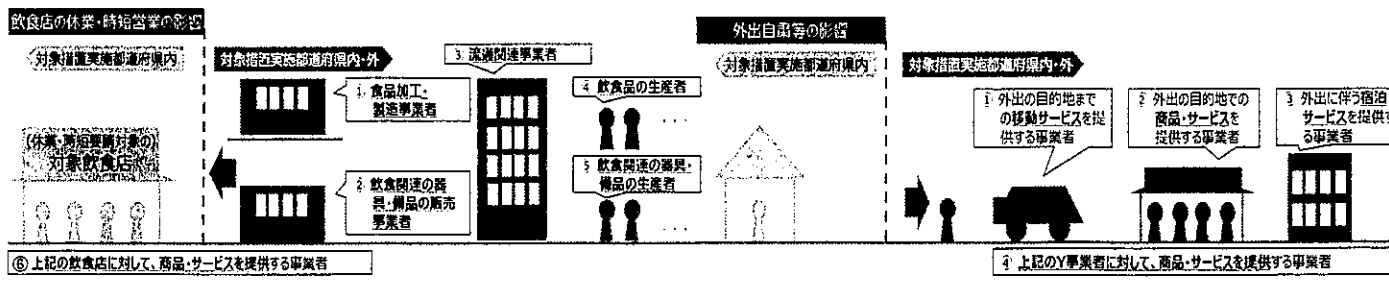
①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること^{※4}

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による間接的な影響を受けている事業者が対象です。



⑥ 上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

① 上記のY事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日 ～ 8月15日
6月分：2021年7月1日 ～ 8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者
(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません

- 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。
- (対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
- (対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」^{※5}の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話専用回線 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



QRコード

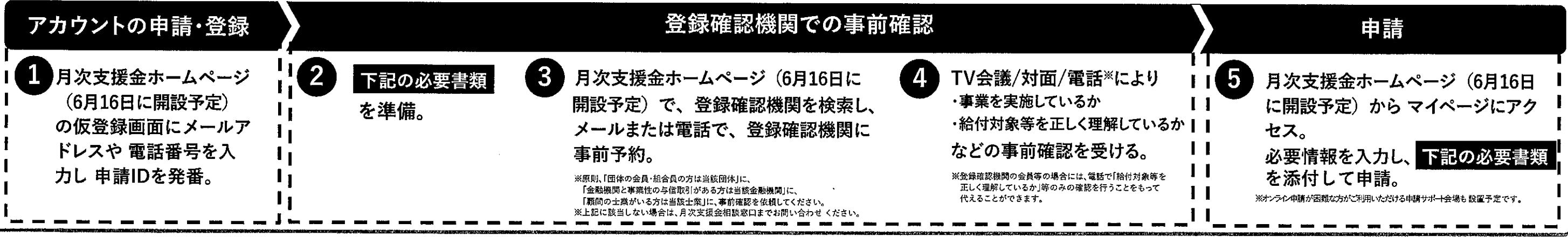


月次支援金 検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

はじめて申請される方の 手続きの流れ

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。



必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございます。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

- 1 履歴事項全部証明書(法人) または 本人確認書類(個人)**
 - 法人: 履歴事項全部証明書
 - 個人: 運転免許証、マイナンバーカード、住民票、パスポート or 各種健康保険証
 - ※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。
- 2 収受日付印の付いた2019年・2020年の確定申告書類の控え**
 - 法人: 確定申告書
 - 個人: 確定申告書
 - ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
- 3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)**

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ
- 4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳**

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ

電子通帳画面コピー
- 5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書**

※準備でき次第ホームページで公表します。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例 (詳細はホームページでご確認ください)

- <必須>
 - 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類および通帳
- <上記に加えて、以下のいずれか1項目>
 - 対象措置実施都道府県で消費者向けの事業を行っていることを示す商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿
 - 旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す統計データ
 - 対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果
 - 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す書類
 - 所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ

一時支援金または月次支援金を既に受給された方 | マイページから、**必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付**するだけ！
事前確認が不要/その他の書類が不要

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。